

川越市ふるさと納税返礼品提供事業者募集要項

1 目的

川越市では、ふるさと納税制度を活用し、特産品を通じて本市の魅力のPRや地域経済の活性化等を図るとともに、一層の収入確保を目指すため、寄附者への返礼品として商品やサービスを提供する法人、団体又は個人事業者（以下、「返礼品提供事業者」という。）を募集します。

2 募集条件

- (1) 返礼品提供事業者は、次の要件に全て適合すること。
 - ① 各種法令規則等に従い、生産・製造・販売等を行っていること。
 - ② 市税を滞納していないこと。
 - ③ 本社（本店）、支社（支店）、事業所、工場、畠等の生産拠点のいずれかが市内にある法人・団体または個人事業者（委託先企業が市内にある場合も含む。）であること。
 - ④ 返礼品の受発注及び納品の管理等のため、原則としてインターネットに接続できる環境を有すること。
 - ⑤ 代表者等が、川越市暴力団排除条例（平成24年12月21日条例第32号）に掲げる暴力団の構成員等でないこと。
- (2) 返礼品は、次の要件を全て満たしている商品であること。
 - ① 本市のPRにつながるものであり、本市の魅力の向上や地域経済の活性化等に資するものであること。
 - ② 平成31年4月1日付け総務省告示第179号第5条に規定される総務大臣が定める基準（以下、「地場産品基準」という。）や、同日付け総務省市町村税課長文書第17号「ふるさと納税に係る指定制度の運用について」及び同日付け総務省市町村税課事務連絡「ふるさと納税に係る指定制度の運用についてのQ&Aについて」に適合するものであること。
 - ③ 公序良俗に反しないものであること。
 - ④ 自ら生産したもの以外の場合は、本市のふるさと納税の返礼品とすることについて生産者の同意を得ていること。
 - ⑤ 品質及び数量の面において、安定供給が見込ること。（あらかじめ期間や数量を示して供給するものを除く。）
 - ⑥ 飲食物の場合であって、賞味期限が短いもの等は返礼品の発送希望日等を事前に寄附者に確認・調整等を行うこと。運搬に当たっては、食品衛生法等に基づき運搬方法等に留意すること。
 - ⑦ サービスの提供等の場合は、川越市内で提供されるものであり、原則として有効期限は発行日から1年間以上あること。

- ⑧ 本市が求める場合に、提案価格の妥当性を示す資料や無償により返礼品のサンプルの提供、又は、サービスについて現場の確認ができること等、市の求めに応じて必要な情報を提出できること。
- ⑨ ④に示す返礼品の取りまとめ事業者の宅配業者（以下、「宅配業者」という。）により配送が可能なものであり、発注後速やかに発送できるものであること。（大型商品は除く。）
- ⑩ 返礼品の申込み件数は上限を設定しませんが、数量が多くなる場合は事前に市と相談すること。

(3) 返礼品の価格及び寄附金額の設定

- ① 返礼品の価格は、下限は1,500円とし、商品代に荷造・箱・梱包代・消費税を含めた価格としてください。なお、返礼品の上限の額が10万円を超える提案も可能としますが、事前に市に相談してください。
また、返礼品に付随して発生する費用は、返礼品の価格に含めてください。
- ② 寄附金額は、返礼品の価格に3分の10をかけた額を基本として、本市が決定します。

(4) 費用負担

- ① 送料は、原則として市が負担します。なお、大型返礼品など一時的に立替払いが発生する場合があります。
- ② 商品の梱包に係る費用は返礼品提供事業者の負担とします。
- ③ 取りまとめ事業者が商品の代金を毎月支払う際の振込手数料は、取りまとめ事業者によってはご負担いただくことがあります。
- ④ 寄附者からの商品の品質等のクレームにより商品の回収及び再配送を行った場合の費用は、返礼品提供事業者の負担とします。ただし、宅配業者の瑕疵による場合はこの限りではありません。
- ⑤ 代替品等による補償、交換その他苦情対応に要する経費について、本市は負担しません。

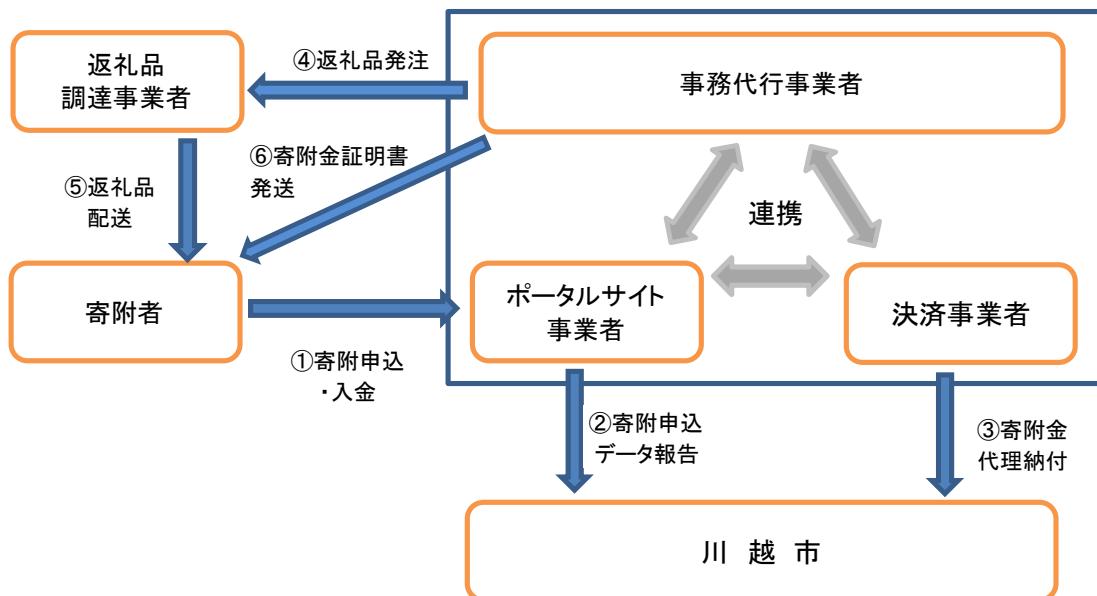
3 返礼品提供事業者のメリット等

- (1) ふるさと納税の専門インターネットサイトに返礼品の画像、商品名などを掲載します。人気の返礼品となれば、全国への販路拡大と売上の向上が期待できます。
- (2) 返礼品の発送時に限り、自社の商品カタログ、チラシ等を同梱して発送することができます。
- (3) 市がふるさと納税の広報をする際に、お礼品の画像、商品名、事業者名を掲載する場合があります。
- (4) 返礼品提供事業者は、本市のふるさと納税返礼品提供事業者であることを商品の宣伝や会社のPRに活用することができます。

4 返礼品取扱業務の取りまとめ事業者

寄附受納に係る業務のほか、返礼品の開発や発注・配送管理、取扱事業者との契約、問い合わせ対応等について、民間事業者の持つ体制やノウハウを活用し効率的かつ効果的に行うため、返礼品取扱業務全般について外部委託しています。

5 返礼品の発注・発送の流れ



6 返礼品提供事業者への応募

- (1) すべての募集条件該当し、参加を希望する事業者は隨時受け付けます。
- (2) 原則として申込月の翌月末までに審査し、返礼品提供事業者登録の可否及び返礼品の採択について決定します。
- (3) 返礼品として採択された商品は、ポータルサイトに掲載します。ただし、過去1年間の申込件数が1件に満たなかった場合は、掲載をお断りする場合があります。
- (4) 登録された事業者情報及び返礼品の内容を変更するとき及び返礼品提供事業者を辞退するときは、速やかに取りまとめ事業者に連絡してください。

7 返礼品の登録の解除等

- 次の場合は、返礼品の登録を解除し、又はポータルサイト等への掲載を停止します。
- ① 返礼品提供事業者が、本市に登録解除を申し出たとき。
 - ② 返礼品提供事業者又は返礼品が上記2(2)に規定する事項を満たさなくなったとき。
 - ③ ふるさと納税制度の内容や取扱の変更等により返礼品としてふさわしくないと判断されたとき。

- ④ 返礼品の生産、製造若しくは販売が廃止され、又は中止されたとき。
- ⑤ 他者が生産する商品を取り扱う場合に、本市のふるさと納税の返礼品とすることについて当該他者の同意が得られなくなったとき。
- ⑥ 申込内容に変更があったにもかかわらず、その報告がされていないとき。
- ⑦ 申込内容に虚偽があったとき。
- ⑧ 市又は寄附者に損害を及ぼす行為があったとき、又は重大な損害を及ぼす恐れがあるとき。
- ⑨ 返礼品の品質等に対し寄附者からクレームが寄せられ、返礼品提供事業者の責任が重いと本市が判断したとき、又は、同様のクレームが多発するとき。
- ⑩ その他、ふるさと納税制度の運用に重大な支障を来す行為があったとき。

8 優先的に取り扱う返礼品について

優先的に取り扱う返礼品は以下のとおりです。

- ① 全国的に知名度が高い又はメディア露出が多いなど、話題性の高い団体、施設、イベント等に関連するもの
- ② 多くの寄附者に選択されている実績のあるもの
- ③ 寄附募集事業に関係性があるもの

9 個人情報の取り扱いに関する特記事項

- (1) 取扱事業者は、返礼品の取り扱いにあたり、個人情報の取り扱いについては、川越市個人情報保護条例（平成16年12月21日条例第19号）及び関係法令を遵守してください。
- (2) 寄附者の個人情報は、返礼品の送付以外の目的で使用できません。ただし、返礼品の発送時に同封した商品カタログ、チラシ等により改めて寄附者から返礼品提供事業者への商品申込があった場合等で入手された個人情報は対象外です。

10 その他留意事項

- (1) 寄附者が川越市民である場合、返礼品は送付できません。
- (2) 返礼品は、寄附者が申込時に当該返礼品を選択した場合に提供をお願いするものであるため、買い物取りを確約するものではありません。
- (3) 本市の行う返礼品の広報については、寄附者からの受注状況や広報事業者からの依頼等に基づき、協力いただく返礼品を適宜決定することがあるほか、掲載順序は一任して頂きます。
- (4) 返礼品に関して、寄附者から苦情等があった場合は、真摯に対応し解決に努め、その内容について取りまとめ事業者へ必ず報告してください。なお、品質等による補償や、クレーム対応については、市は一切の責任を負いません。

- (5) 返礼品提供事業者は、各々のホームページ等において、当該返礼品のバナー広告及びリンクを掲載する、市外で返礼品提供事業者が参加するイベント時などにおいて積極的に寄附の呼びかけを行うなどし、本市のふるさと納税のPRに努めてください。
- (6) 申込に係る提出書類、資料の返却は致しません。
- (7) この要項に定めのない事項について疑義が生じた場合は、本市との協議によるものとします。